

No.	書類名	頁	第	1	(1)	項目名	質問の内容	回答
51	募集要項	33	3	V	5	テナント運営事業の賃貸借契約	テナント内装工事に係る貴市側の承認プロセス（提出図書・審査期間・承認基準）を提示いただけますでしょうか。	テナント内装工事にあたっては、本市による承認手続を要することを想定しています。 提出図書、審査期間及び承認基準等の詳細については、現時点では未定であり、今後、設計内容等を踏まえ整理の上、夏ごろを目途に別途お示しします。 承認手続にあたっては、運営事業者より本市に事前相談（2～3ヶ月前目途）いただいたうえで、必要書類をご提出いただき、市において審査・承認を行う流れを想定しています。 手続きに必要な書類は、申請書のほか、設計内容を確認するための書類（平面図等）、工事内容を確認するための書類（工事概要資料等）等を想定しています（なお、書類については転貸先と運営事業者間で協議、確認したものを受付することを想定しています）。 審査期間は申請書類が整った日（建築確認等が必要な場合は確認済証等含む）から、30開庁日以内を見込んでいるものの、内容によっては承認まで時間を要する場合もございます。ただし、書類の補正期間、関係法令協議、庁内協議等を要する期間は除きます。詳細については、運営事業者決定後に協議のうえ、賃貸借契約書に位置付ける予定です。
60	募集要項	33	3	V	5	転貸の取扱い	事業者による転貸（テナントへの再賃貸）に関する貴市承認手続き・審査期間・承認不可事由をご教示いただけますでしょうか。	事業者による転貸については、提案内容を審査の上、本市の承認を要することを想定しています。 承認手続き、審査期間等の詳細については、現時点では未定であり、今後、設計内容等を踏まえ整理の上、夏ごろを目途に別途お示しします。 承認手続にあたっては、事前にご相談いただいたうえで、必要書類をご提出いただき、市において審査・承認を行う流れを想定しています。 必要書類としては、申請書のほか、テナントの事業内容等が確認できる資料を想定しています。審査期間は、申請書類が整った日から10開庁日以内を標準とする案で検討しています。ただし、書類の補正、関係法令に関する協議、庁内協議等に要する期間は除きます。詳細については、運営事業者決定後に協議のうえ、賃貸借契約書に位置付ける予定です。